

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正等について

I. 改正の背景

近年、産業構造・輸送環境の変化に対応して輸送コストの削減が強く要請されており、厳しい経営環境にある等、内航海運を取り巻く状況の変化に対応するため、内航船乗組み体制の見直しが求められていることから、平成14年度に官公労使からなる「内航船乗組み制度検討会」を設置して検討を行ってきました。

検討の結果、近海区域と沿海区域の間に、近海を限定した区域（以下「限定近海区域」という。）に係る配乗区分を新たに設けるとともに、当該区域を航行する内航船にかかる船舶職員の資格要件を緩和することなどを内容とした報告書が昨年12月にとりまとめられたところです。

これを受けて、近海区域を航行する船舶のうち比較的陸岸の近くを航行する内航船については、東南アジアまで航行する外航船に比べ、航行距離及び時間が短く、最低限の三直体制を確保すれば足りることから、内航船に限定して、現在の近海区域の配乗区分をより実態に即した形で見直すこととし、下記のとおり改正することを考えております。

II. 改正の内容

- 限定近海区域に係る配乗区分を新たに設けるとともに、沿海区域を航行する船舶の一部について、配乗体制の見直しを行うこと。（別添1）
- 当該区域は別添2の区域と同様とすること。

III. 今後のスケジュール（予定）

施 行 平成17年 4 月 1日

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第一号表（甲板部）

航行区域	近海区域 乙区域				限定近海区域			沿海区域 丙区域	
	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	船長	一等航海士
総トン数（G/T）	一級	三級	四級	五級	三級	四級	五級	三級	四級
5,000 以上 未満	三級	四級	五級	五級	四級	五級	五級	三級 ↓ 四級	四級 ↓ 五級
1,600 以上 未満	三級	四級	五級					四級	五級
500 以上 未満	四級	五級			四級	五級		五級	六級
200 以上 未満	五級				五級			六級	

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第二号表（機関部）

航行区域	近海区域 乙区域				限定近海区域			沿海区域 丙区域	
	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	機関長	一等機関士	二等機関士	機関長	一等機関士
出力（KW）	一級	三級	四級	五級	三級	四級	五級	三級	四級
6,000 以上 未満	三級	四級	五級	五級	四級	五級	五級	三級 ↓ 四級	四級 ↓ 五級
3,000 以上 未満	三級	四級	五級					四級	五級
1,500 以上 未満	四級	五級			四級	五級		五級	六級
750 以上 未満	五級				五級			六級	

※ 網掛け部分 は今回の改正部分。
 ※ 平水区域、近海区域及び遠洋区域に係る配乗表は現行どおり。

船舶安全法に基づく限定近海区域



船舶設備規程第二条第二項の区域を定める告示
 (平成七年運輸省告示第四百四十五号)

船舶設備規程第二条第二項の告示で定める区域は、北海道落石岬灯台から東京都八丈島東端から九十度二十海里の地点まで引いた線、同地点から同島南端から百八十度二十海里の地点まで引いた線、同地点から北緯三十二度五十八分十三秒東経百三十七度五分五十秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十二度一分十三秒東経百三十四度五十一分十三秒の地点まで引いた線、同地点から沖縄県沖縄南端から百八十度二十海里の地点まで引いた線、同地点から同島西端から二百七十度二十海里の地点まで引いた線、同地点から北緯三十二度四十六分十二秒東経百二十八度一分五十二秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十六度三十七分十一秒東経百三十三度二分五十秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十七度五十七分十秒東経百三十六度三十一分四十九秒の地点まで引いた線、同地点から北緯四十五度三十一分八秒東経百四十度五十一分四十六秒の地点まで引いた線、同地点から北海道宗谷岬灯台まで引いた線及び陸岸で囲まれた水域並びに沿海区域とする。